

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を当該右欄のとおり公告します。

平成26年2月27日

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業
施行者 京都市
代表者 京都市長 門川大作

書類の送付を受けるべき者の氏名及び判明している最後の住所	通知の内容
株式会社 佐伯建築研究所 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路 町729番地丸物百貨店内	土地区画整理法第100条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の使用収益停止通知（別紙のとおり）



様式第11号

建都整第76号

平成26年1月23日

株式会社 佐伯建築研究所 様

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行者
京都市 代表者 京都市長 門川 大作



使用収益停止通知

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第100条第1項の規定により、下記のとおり使用し、または収益することを停止しますので、通知します。

記

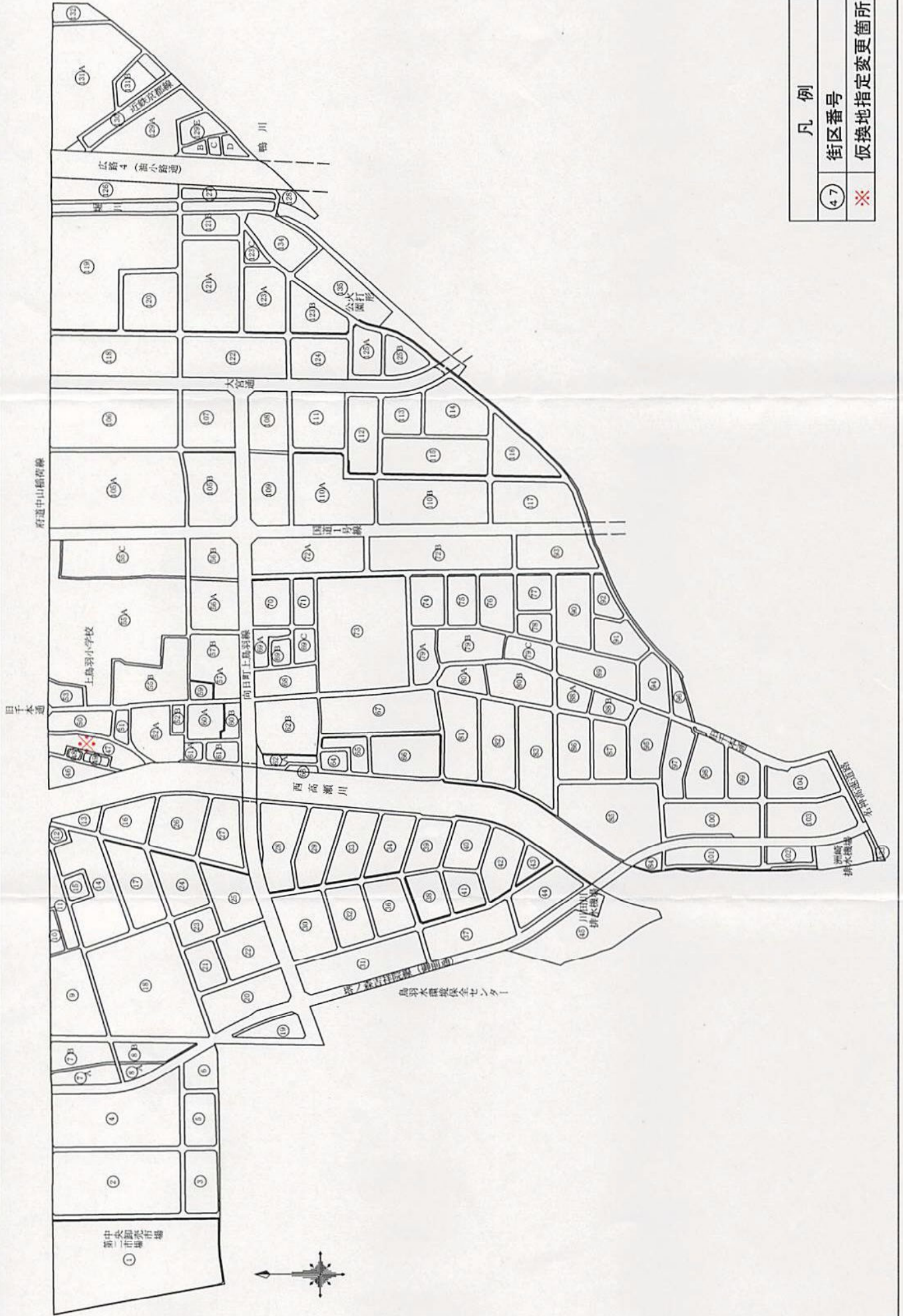
使用し、または収益することを停止する宅地					全部又は一部	摘要
町名	地番	地目	登記地積 m ²			
上鳥羽川端町	14-14	宅地	17 05		※使用し、又は収益することを停止する宅地は、添付図のとおり	
	30-25	宅地	22 05			
	72-4	宅地	0 82			
	73-9	宅地	0 83			
使用し、または収益することを停止する日 平成 26 年 1 月 21 日						

（教示） この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に京都府知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から6箇月以内に京都市を被告として取消訴訟を提起することができます。

京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業
上鳥羽南部地区土地区画整理事業

位置図



凡例	
④7	街区番号
※	仮換地指定変更箇所